

徳島県告示第六百七十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新した。

令和二年十一月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う薬局		担当する	指定更新
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	医療の種類	年 月 日
有限会社笠井中央エスエヌ薬局	吉野川市鴨島町鴨島四八五番地の一四	エスエヌ薬局・国道店	吉野川市鴨島町内原二二三一六	育成医療（薬局） 更生医療（薬局）	令和二年十一月一日
株式会社グローバル・アシスト	徳島市北常三島町一丁目一〇番地一七	大松時計台調剤薬局	徳島市大松町上ノ口三五番地	同	同
曾川 三千代	鳴門市撫養町北浜字宮の東五七	キララ薬局	鳴門市撫養町黒崎字小谷一三三	同	同